

議第19号

平成21年度京都市病院事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度京都市病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 京都市立病院事業

区 分 事 項	入 院			外 来
	一 般	感 染 症	計	
稼働病床数	床 540	床 8	床 548	—
年間患者数	人 173,375	人 26	人 173,401	人 299,354
1日平均患者数	人 475	人 1	人 476	人 1,237

2 京都市立京北病院事業

区 分 事 項	入 院			外 来	診療所	居宅サービス 事 業
	一 般	療 養	計			
稼働病床数	床 41	床 26	床 67	—	—	—
年間患者数	人 12,721	人 8,432	人 21,153	人 39,930	人 4,068	人 3,937
1日平均患者数	人 35	人 23	人 58	人 165	人 17	—

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市立病院事業収益	13,585,000千円
第1項 医業収益	12,489,290千円

第2項 医業外収益	1,095,710千円
第2款 市立京北病院事業収益	942,000千円
第1項 医業収益	864,190千円
第2項 医業外収益	77,810千円

## 支 出

第1款 市立病院事業費用	13,405,000千円
第1項 医業費用	12,954,514千円
第2項 医業外費用	440,486千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 市立京北病院事業費用	999,000千円
第1項 医業費用	978,611千円
第2項 医業外費用	19,389千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額984,000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 市立病院事業資本的収入	3,207,000千円
第1項 企業債	3,204,000千円
第2項 府補助金	3,000千円

## 支 出

第1款 市立病院事業資本的支出	4,128,000千円
第1項 建設改良費	500,960千円
第2項 企業債償還金	3,627,040千円
第2款 市立京北病院事業資本的支出	63,000千円

第1項 建設改良費 18,734千円

第2項 企業債償還金 44,266千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市立病院整備運営事業費	平成21年度から平成39年度まで	千円 90,654,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療用器械備品等購入費	千円 407,000	発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
公営企業借換債(高金利対策分)	2,797,000			
計	3,204,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,650,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、234,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,232,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	血管造影エックス線撮影装置	一 式
	全身用コンピュータ断層撮影装置	一 式

平成21年 2 月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作